

Q. 電気通信サービスの消費者保護ルールは、これからどう変わるの？

A. 平成28年5月21日施行の改正電気通信事業法令により、電気通信サービスの新たな消費者保護ルールが導入されます。

具体的には、次のような内容が盛り込まれた新しい法令が施行されます。

◆説明義務の充実

- 高齢者や障害者等、配慮が必要となる利用者に対して、その知識、経験、契約目的に配意した説明を契約前に行うことが義務付けられます。（いわゆる「適合性の原則」の導入）
- 携帯電話サービスのいわゆる「2年縛り」契約等が自動更新される際に、利用者に事前通知することが義務付けられます。

◆書面交付義務の導入

- 契約が成立した後には遅滞なく、締結された契約の内容を明らかにする書面（契約書面）を利用者に交付することができます。契約書面には、次の事項が記載されます。
 - ①電気通信事業者の名称・連絡先等、②電気通信設備の内容（名称・種類・品質等）、③料金その他の経費、④割引の条件、⑤契約変更・解約の連絡先・方法、⑥契約特定事項（契約者番号等）、⑦料金支払期日等

◆携帯電話等の移動通信サービスについて

- 初期契約解除制度では、電気通信サービスと一緒に販売されたスマートフォンなどの端末の契約までは解除されません。
- 契約が成立した後に事実でないことを告げる行為等が禁止されます。

- 電気通信事業者の名称・連絡先等、②電気通信設備の内容（名称・種類・品質等）、③料金その他の経費、④割引の条件、⑤契約変更・解約の連絡先・方法、⑥契約特定事項（契約者番号等）、⑦料金支払期日等

Q. 初期契約解除制度って、どんな制度なの？

A. 一定の範囲の電気通信サービスの契約について、契約書面の受領日を初日とする8日間^{*}が経過するまでは、電気通信事業者の合意なく利用者の都合のみにより契約を解除できる制度です。

^{*} 移動通信サービスでサービスの提供開始日が契約書面の受領日より遅い場合は、その提供開始日を初日とする8日間となります。

- ◆初期契約解除制度によって契約の解除をした場合、契約解除までに利用したサービスの利用料、契約解除までに行われた工事の費用、事務手数料は契約に基づき支払う必要がありますが、それ以外の違約金等は契約に定められていても支払う必要がありません。また、このうち工事費用と事務手数料については、法令で定められた上限額までしか支払う必要がありません。

- ◆初期契約解除の対象となる電気通信サービスは、下記のとおりです。（平成28年5月21日時点）
 - ①MVNOの携帯電話端末サービス、NTTドコモ、KDDI、ソフトバンクが提供する主に携帯電話（ガラケー）、スマホ向けのサービス（音声付き・音声のみ）のことです。
 - ②MVNOの無線インターネット専用サービス、NTTドコモ、KDDI、ソフトバンク、UQ Wiimaxが提供する主にルーター・タブレット向けのサービス（音声なし・データ通信専用）のことです。
 - ③MVNOの無線インターネット専用サービス、MVNO（詳細はP8参照）が提供するルーター・タブレット向けのデータ通信専用サービスで、期間途中で変更・解約すると基本料金を超える違約金が発生するもののことです。

- ◆初期契約によるインターネットサービス
 - ①光回線によるインターネットサービス回線のみの場合も含む。また光回線の端末サービス（詳細はP6参照）も含む。
 - ②ケーブルテレビのインターネット接続サービス
 - ③光回線・DSL回線向けのインターネット接続サービス

- ◆初期契約解除制度は対象外
 - 【確認措置】の認定を受けたサービスは適用除外

- ◆初期契約解除の対象となる電気通信サービスの場合は、ご自分の契約について初期契約解除制度・確認措置のどちらが適用されるかや、確認措置が適用される場合の具体的な申出の方法等については、まず契約書面で確認してください（法律で契約書面への記載が義務付けられています）。

- ◆端末に関する扱いのほか、確認措置は、初期契約解除制度と主に次の点が異なります。
 - 初期契約解除制度では、理由にかかわらず契約解除ができますが、確認措置では、電波状況が不十分であることや料金等の説明・書面交付に問題があつたとを考えられるこど等を事業者側にまづ申し出て、対応を求めることがあります。

- ◆初期契約解除の対象となる電気通信サービスの場合は、ご自分の契約について初期契約解除制度・確認措置のどちらが適用されるかや、確認措置が適用される場合の具体的な申出の方法等については、まず契約書面で確認してください（法律で契約書面への記載が義務付けられています）。

- ◆端末に関する扱いのほか、確認措置は、初期契約解除制度と主に次の点が異なります。
 - 初期契約解除制度では、理由にかかわらず契約解除ができますが、確認措置では、電波の状況が不十分と判断した場合や法令等の遵守状況（契約前の説明や書面交

Q. インターネット回線 (光ファイバーやモバイルデータ通信) などの 勧誘を受けたときは、 どんな点に注意が必要なの？



A. その場ですぐ契約せず、十分に検討しましょう。

特に光回線サービスの乗換えに係る契約トラブルが増えて
いるので、注意しましょう。

サービス内容が分からぬ場合、加入する必要があるかどうか分からぬ場合、勧誘が強引
だと感じた場合には、その場ですぐ契約（申込み）したり、曖昧な返事をせずに、契約内容
を確認し、十分に検討を行ふようにしてください。

勧誘を受けた際の注意点

◆電話勧誘や訪問販売によるトラブルが増
えています。契約は口頭でも成立します。
サービスの内容が分からぬ場合、その
場ですぐ契約（申込み）せずに、分かる
まで説明を聞いたり、家族に相談したり
して決めるよう心がけてください。契約
(申込み)する意思がない場合は、曖昧な
返事をせず、はつきりと意思表示するこ
とも重要です。

◆一定の範囲の電気通信サービスにおいて
は、初期契約解除制度が導入されます。
契約後、一定期間内であれば解約（キャン
セル）が可能な場合がありますので、契約
先の事業者に確認しましょう。制度の詳
細については P3 をご参照ください。

◆基本料金など、一定期間の契約継続を前提に料金が割引になる場合、途中で契約
を解除すると違約金が発生することがあります。また、一定期間終了後も、更新
拒絶の意思表示が無い場合、自動更新さ
れることがあります。見た目安で判断せ
ず、利用目的に合った料金プランを選
択するよう、サービス内容の説明を受
けたり、カタログやホームページで十分
に確認しましょう。また、電気通信事業
者によつては、希望者に対し、契約解除
期間をお知らせしている場合もあるので、
電気通信事業者に相談しましょう。

光回線サービスの乗換えについて

◆転用（乗換え）にあたつては、特に以下の点に注意しましょう。

①契約先の事業者が変わります。

NTT東西との契約となり、新た
に乗換え先事業者との契約になります。
オプションサービスは、サービスによつ
ては、引き続きNTT東西から提供され
ます。オプションサービスの扱いは乗換
え先事業者により異なりますので、詳細
は事業者に確認してください。

◆転用（乗換え）の申込みが必要な場合があります。

プロバイダを解約すると、通常、付与
されているメールアドレスは使えなくな
り、継続して使うには別途料金が必要で
す。また、プロバイダの契約解除料（違
約金）が発生する場合があります。

◆乗換完了後に解約すると、契約解除料 が発生することがあります。

また、NTT東西のサービスに戻したり、
さらに別の事業者に乗り換える場合、電
話番号が変わったり、工事が発生するこ
とがあります。

乗換は
十分注意！

総務省ホームページの
電気通信消費者関連のページも
見てね！



▶ http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/joho_tsusin/s-jyono.html

総務省 電気通信消費者関連
のページ



電話勧誘や
訪問販売による
トラブルが増えるよ！